別記共通様式

受付番号	2020 B 0043

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和　　年　　月　　日

申請者　氏名又は名称（フリガナ）　アリヤマノウコウシャ
有 山 農 工 社　株 式 会 社
住所　〒630-0101
奈良県生駒市高山町4103番地の1
代表者氏名（フリガナ）　アリヤマ ヒサカズ
代表取締役　有山 久一　印
電話番号　0743-78-4122
FAX番号　0743-79-1319
メールアドレス　arinou@apricot.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ☐ ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ☑ ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ☐ ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ☐ ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数　3　者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和　　年　　月　　日

届出者

氏名又は名称　奈良県生駒市高山町4103番地の1
住　　　所　有山農工社株式会社
代表者氏名　代表取締役　有山久一　印

水道法第25条の７の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	アリヤマノウコウシャ 有山農工社　株式会社		
住　　所	〒630-0101　奈良県生駒市高山町4103番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	アリヤマ ヒサカズ 代表取締役　有山 久一		
変更に係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
代表者の氏名	代表取締役 有山　千代野	代表取締役 有山　久一	
役員の氏名	監査役　川井 泰代		

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第２（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第２５条の３第１項第３号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和　　年　　月　　日

申請者

氏名又は名称　奈良県生駒市高山町4103番地の1

住　　　所　有山農工社株式会社

代表者氏名　代表取締役　有山久一　印

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列４番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒市高山町４１０３番地の１
有山農工社株式会社

会社法人等番号	１５００－０１－００４６２９
商　号	有山農工社株式会社
本　店	奈良県生駒市高山町４１０３番地の１
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	昭和６２年１１月６日
目　的	１．上下水道工事 ２．消化栓、ガス保安・配管工事 ３．管工事 ４．さく井、揚水、ろ過設備等飲料水設備工事 ５．貯水槽清掃、管理 ６．浄化槽設備工事 ７．浴槽、洗面台、便器、ガス器具、厨房機器の販売及び取り付け ８．土木・舗装並びに造園・建築工事請負業 ９．不動産の売買、賃貸、管理、仲介業 １０．宝石・貴金属加工・販売並びに手芸、衣料品製造販売 １１．飲食店の経営 １２．食料品販売 １３．上記各号に附帯する一切事業
発行可能株式総数	４００株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 ２００株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　２日登記
	令和　１年１０月３１日廃止　　令和　１年１１月１８日登記
資本金の額	金１０００万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。 令和　１年１０月３１日変更	令和　１年１１月１８日登記
役員に関する事項	取締役　　　有　山　千　代　野	平成２７年１０月３１日重任 平成２７年１１月１１日登記 令和　１年　８月２５日死亡 令和　１年１１月１８日登記
	取締役　　　有　山　久　一	平成２７年１０月３１日重任 平成２７年１１月１１日登記
	取締役　　　有　山　美　智　子	平成２７年１０月３１日重任 平成２７年１１月１１日登記
	奈良県生駒市高山町４１０３番地１ 代表取締役　　有　山　久　一	平成２７年１０月３１日重任 平成２７年１１月１１日登記
	監査役　　　川　井　泰　代	平成２７年１０月３１日重任 平成２７年１１月１１日登記 令和　１年１０月３１日退任 令和　１年１１月１８日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	 平成２７年１１月１１日登記 令和　１年１０月３１日廃止 令和　１年１１月１８日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　２日登記
	令和　１年１０月３１日廃止	令和　１年１１月１８日登記

奈良県生駒市高山町４１０３番地の１
有山農工社株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成１７年法律第８７号第１３６条の規定により平成１８年　５月　２日登記 令和　１年１０月３１日廃止　　令和　１年１１月１８日登記
登記記録に関する事項	管轄転属により登記 平成１７年　２月１４日

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（奈良地方法務局管轄）
令和　２年　４月１７日
奈良地方法務局
登記官　　南　英　樹

整理番号　ル２０９０００　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

定　款

有山農工社株式会社

定　　　款

第１章　総　　　則

（商号）
第１条　当会社は、有山農工社株式会社と称する。
（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
　１．上下水道工事
　２．消化栓、ガス保安・配管工事
　３．管工事
　４．さく井、揚水、ろ過設備等飲料水設備工事
　５．貯水槽清掃、管理
　６．浄化槽設備工事
　７．浴槽、洗面台、便器、ガス器具、厨房機器の販売及び取り付け
　８．土木・舗装並びに造園・建築工事請負業
　９．不動産の売買、賃貸、管理、仲介業
１０．宝石・貴金属加工・販売並びに手芸、衣料品製造販売
１１．飲食店の経営
１２．食料品販売
１３．上記各号に附帯する一切事業
（本店所在地）
第３条　当会社は、本店を奈良県生駒市に置く。
（公告）
第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　　　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、４００株とする。
（株券の不発行）
第６条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。
（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。
（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）
第８条　当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載

又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

（質権の登録及び信託財産表示請求）

第９条　当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

（手数料）

第10条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第11条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　第１項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（株主の住所等の届出）

第12条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合における、その事項についても同様とする。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第14条　株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事

故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

（決議）

第15条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第17条　株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した取締役並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から１０年間本店に備え置く。

第４章　取　締　役

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、１名以上５名以下とする。

（取締役の選任）

第19条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、その選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第21条　取締役を複数名置くときは、内１名を代表取締役とし、取締役の互選において選定するものとする。

２　代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

３　当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

（報酬及び退職慰労金）

第22条　取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第５章　計　　　　算

（事業年度）

第23条　当会社の事業年度は年１期とし、毎年９月１日から翌年８月末日までとする。

（剰余金の配当）

第24条　剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

（配当の除斥期間）

第25条　当会社が、剰余金の支払いを提供してから満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第６章　附　　　　則

（法令の準拠）

第26条　本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和２年　４月17日

奈良県生駒市高山町４１０３番地の１
有山農工社株式会社
代表取締役　有　山　　久　一